

桜井

vol.43

2017年11月

区画整理ニュース



ふれあい城西公園のラジオ体操に参加後、スタートしました。

さくらいケンサチウォーキングの様子(夏コース:7月15日開催)

早朝、青々とした田んぼ道など約3.6kmを歩きました。桜井の見どころを感じられるコースを設定しており、四季ごとに歩きます。

また、桜井駅前公園では11月12日(日)に桜井ふれあい軽トラ市を開催します。野菜の販売や飲食ブースもあります。

この機会に桜井の魅力を感じてみてはいかがでしょうか。

※駐車場はありません。徒歩、自転車又は、公共交通機関等をご利用ください。

桜西公園の整備に向けて、ワークショップが行われています。



21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

桜西公園のワークショップ（意見交換会）が開催されました

第1回目 平成29年8月

来年度、桜井区画整理区域内に整備予定の桜西公園（4号公園）の整備方針等を決定するため、去る8月28日に地元の方々を交えた、第1回目のワークショップを開催しました。

今後、この公園が地域の皆さんにとって親しみやすい場所となるよう、ワークショップ参加者のご意見を参考に整備を進めてまいります。

※ワークショップ参加者・・・町内会・子ども会・老人会関係役員、公園予定地近隣にお住まいの方。

ワークショップの様子

誰もが楽しめて、安全に利用できる公園が良い
地域の方々の交流・憩いの場となり、緑が多い公園...でも、草取りなど維持管理は楽な方が良いな

自己紹介をした後、テーマごとに公園について意見を出してもらいました。
（※ふきだしの意見以外にも様々な立場からいろいろな意見が出ました。）



段差のないフラットな公園
周辺住民に迷惑がからず、子どもたちを思い切り遊ばせたい
子どもやボールが飛び出したりしないように囲いは必要



ワークショップの最後は各グループで出た意見を発表しました。

トイレは和式と洋式、両方あると良い
男性トイレにもベビーシートがあると小さい子を連れていても安心
地区公民館が近くにあると便利

今後の流れ

次回以降・・・
公園の整備プランについて空間の構成、施設の配置についてなどを具体的に話し合いをします。

話し合いの内容を基に公園の整備プランを決定します。

整備
みなさんの憩いの場となる公園を整備します。



※将来の設計図ですので、まだ道路や造成等の出来ていない箇所があります。

共通して出されたキーワード（一部抜粋）

公園づくりのコンセプトは？

どのように利用する公園にしたいですか？

どのような施設が必要ですか？

安全・安心

どの世代も利用しやすい
（近くに学校・幼稚園がある）

子どもの遊び場として
（ボール遊び可だと良い）

休憩できる公園

休憩所として

地域の人たちの憩いの場

憩いの場として

飛び出し防止の柵や植栽
平坦な広場（築山不要）

近隣広場にない遊具

（水飲み、トイレ、日陰になる木や東屋
テーブル、ベンチ、時計台

今回いただいたご意見を基に、より具体的な話し合いを進めていきます。全4回のワークショップを通じて、12月をめどに最終的な公園のイメージを作り上げ、桜西公園の整備方針を決めていきます。

区画整理区域内で現在までに整備された7つの公園はすべて同様のワークショップを経て整備されています。整備された公園ではイベントなども催されており、地域の皆さんの交流の場となっています。

平成29年9月末現在

区画整理 進捗状況

家屋移転率： 86.1 %
使用収益開始率： 64.8 %
保留地分譲率： 43.3 %

区画整理事業では、地区内の土地所有者の方々から少しずつ土地を提供していただき、道路や公園などの整備を行うほか、保留地(宅地)を整備し希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費など事業進捗のための整備費用は、国や県からの補助金や市費のほか保留地を分譲した収入などを財源としています。

区画整理課からのお願い

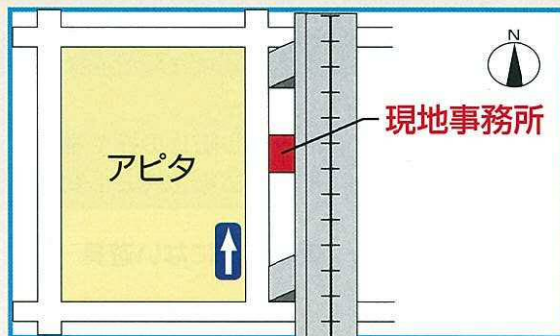
不動産登記法では、建物を取り壊したときや新築したとき、また、登記事項について変更があったときなどに、当該建物に対する登記(滅失、変更など)の申請をすることが定められています。

移転により建物を取り壊した場合や、新しく建てた場合の建物の登記につきましては、移転完了後に移転前の建物の登記を抹消(滅失登記)していただき、移転後の建物の登記をしていただく必要がありますのでお手続きをお願いします。

また、曳家をされた場合は、表示変更登記が必要な場合もあります。

なお、登記の申請にかかる費用につきましては、補償内容により差はありますが移転補償費に含まれています。

桜井現地事務所を 開設しています



毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。

予約は不要です。区画整理事業に関するご質問、ご相談等がありましたら、お気軽にお越しください。

(担当職員は当番制となります。)

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時：毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)

午後1時～午後4時

所在地：安城市桜井町貝戸尻28番地

電話：(0566)99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部 区画整理課
TEL (0566) 76-1111 (代表)
TEL (0566) 71-2261 (直通)



幸せつながる健康都市

安城



不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。



環境にやさしい植物油
インキを使用しています。